

平成23年6月中川村議会定例会議事日程(3)

平成23年6月17日(金) 午前9時00分 開議

- 日程第1 議案第5号 中川村災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める請願書
- 日程第3 請願第2号 長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書提出に関する請願書
- 日程第4 請願第3号 30人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願書
- 日程第5 陳情第4号 福島第一原発の事故対策の強化、原子力政策の転換、自然エネルギーの研究開発・普及等に関する国あて意見書の採択を求める陳情
- 日程第6 発議第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書の提出について
- 日程第7 発議第2号 長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書の提出について
- 日程第8 発議第3号 30人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書の提出について
- 日程第9 発議第4号 福島第一原発の事故対策の強化、原子力政策の転換、自然エネルギーの研究開発・普及等に関する意見書の提出について
- 日程第10 委員会の閉会中の継続調査について

出席議員(10名)

- 1番 中塚 礼次郎
2番 高橋 昭夫
3番 藤川 稔
4番 山崎 啓造
5番 村田 豊
6番 大原 孝芳
7番 湯澤 賢一
8番 柳生 仁
9番 竹沢 久美子
10番 松村 隆一

説明のために参加した者

- | | | | |
|--------|-------|--------|--------|
| 村長 | 曾我 逸郎 | 副村長 | 河崎 誠 |
| 教育長 | 松村 正明 | 総務課長 | 宮下 健彦 |
| 会計管理者 | 宮澤 学 | 住民税務課長 | 北島 眞 |
| 保健福祉課長 | 玉垣 章司 | 振興課長 | 福島 喜弘 |
| 建設水道課長 | 鈴木 勝 | 教育次長 | 座光寺 悟司 |

職務のために参加した者

- 議会事務局長 中平 千賀夫
書記 松村 順子

平成23年6月中川村議会定例会

会議のてんまつ

平成23年6月17日 午前9時00分 開議

○事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 着席ください。(一同着席)

○議長 おはようございます。
ご参集ご苦労さまでございます。
ただいまの出席議員数は全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。
日程第1 議案第5号 中川村災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例の制定について
を議題といたします。
朗読願います。
朗読
提案理由の説明を求めます。
保健福祉課長 提案理由について申し上げます。
法律等の改正に伴う条例整備が未実施であったので、それを整備し、あわせて字句等の整理を行うものであります。
例規集では2巻の51ページになります。
改正内容の主なものでありますけれども、新旧対照表のほうをごらんいただきたいというふうに思います。
改正後のところで説明をさせていただきたいと思いますが、題名を中川村災害弔慰金の支給等に関する条例といたしました。
第2条の災害の定義に、高潮、津波を加えました。
第5条で、災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額を300万円から500万円、150万円から250万円に変更いたしました。
次に3ページであります。第3章を第4章とし、第2章の次に新たに第3章として災害障害見舞金の支給条項を加えて、見舞金の額を250万円と150万円としました。
第13条で、災害援護資金の貸付限度額を、それぞれの場合に応じて60万円～150万円、80万円～170万円、120万円～250万円、140万円～270万円、180万円～350万円といたしました。
なお、この条例は公布の日から施行するものであります。
よろしくご審議、お願いします。
○議長 説明を終わりました。
これより質疑・討論を行います。
○6番 (大原 孝芳) この条例に対しまして、前日、全協のほうで説明いただきまして、納得できました。

それで、私、賛成の立場で討論したいと思います。

私たちの今回の議会の中で、災害に対して、どのように、これから、震災後の取り組みをしていくかという大きな議論になったわけでございます。その、こうした議会にいち早く、こうした弔慰金に対する変更等を提案していただいたということは、非常にタイムリーであったと思います。

まず、内容については、当然、納得できるものでございますので、一つの課題は、こうした条例改正に伴い、村民の方にどのように周知をしていただくかということが、大きな、これからの取り組みだと思えます。ぜひ、広報等を使っていただいて、今、一番の関心事でございますので、こうした普段は余り目にするものない条例でございますので、これを期に、ぜひ、村民の方に、万が一の場合には、こうした法律があって、皆さんたちは非常に守られていると、そういったことを、ぜひ、この機会に村民に周知を、ぜひ、大きくしていただきたいと、そんなことをお願いしまして、賛成討論といたします。

○議長 長 ほかに質疑・討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長 これで質疑・討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 長 全員賛成です。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第2 請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める請願書を議題といたします。

本件は厚生文教委員会に付託してあります。

厚生文教委員長より審査結果の報告を求めます。

○厚生文教委員長 それでは審査結果を報告いたします。

去る6月13日、議会本会議において当厚生文教委員会に付託をされました請願受理番号1番 「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める請願書について、6月15日、役場第2委員会室において委員全員出席のもと、請願者の中川村公立学校教職員組合執行委員長 後藤英雄先生の出席を求め、請願趣旨の説明をいただき、慎重に審査を行いました。

審査の結果は採択であります。

教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担金制度であります。

本来は国の財政負担と責任の中で行われるべき制度も、現状、実負担率は2006年度から3分の1に引き下げられたままで、教育の地方格差は拡大し、県への負担金も減額、市町村への財源にも影響が予想される状況であります。

国民に等しく義務教育を保障する観点から、国庫負担割合は2分の1に復元する要望と、過去に国庫負担金から除外されて今に至る教材費などの復元を国に求めるもの

で、審査の結果、全員一致で採択となりました。

以上、報告であります。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 委員長報告を終わりました。

○9番 (竹沢久美子) これより委員長報告に対する質疑・討論を行います。

(竹沢久美子) 内容については、よろしいと思います。ちょっと確認したいと思いますが、請願名について、先ほどの報告の中で国家負担と言っていましたが、国庫ではありませんか。

○厚生文教委員長 国庫であります。よろしくお願いします。

○議長 ほかに質疑・討論はありませんか。

これで質疑・討論を終わります。

これより採決を行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長 全員挙手です。よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

日程第3 請願第2号 長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書提出に関する請願書を議題といたします。

本件は厚生文教委員会に付託してあります。

厚生文教委員長より審査結果の報告を求めます。

○厚生文教委員長 去る6月13日、議会本会議において当厚生文教委員会に付託をされました請願受理番号2番 長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書提出に関する請願について、6月15日、役場第2委員会室において、委員全員出席のもと、請願者の中川村公立学校教職員組合執行委員長 後藤英雄先生の出席を求め、請願趣旨の説明をいただき、慎重に審査を行いました。

審査の結果は採択であります。

請願の概要は、長野県は、2002年度から学級制定の基準を下げ、今年度から中学校1年生までの30人規模学級が実現をいたしました。さらに中学3年生までの早期拡大を県に求めています。

一方、少子化の中で、過疎化の進む地域においては、現行基準のままで行くと複式学級を増加せざるを得ない状況が生まれています。そこで、県独自の複式学級解消措置の充実、教員配置の大幅増員を求めるといふもので、審査の結果、全会一致で採択となりました。

なお、現状、長野県内の中学校は190校ありまして、35人学級が存在する学級数は70という数字であります。

以上、ご審議をよろしくお願いたします。

○議長 委員長報告を終わりました。

これより委員長報告に対する質疑・討論を行います。

質疑・討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 質疑・討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長 全員挙手です。よって、請願第2号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

日程第4 請願第3号 30人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願書を議題といたします。

本件も厚生文教委員会に付託してあります。

厚生文教委員長より審査結果の報告を求めます。

○厚生文教委員長 去る6月13日、議会本会議において厚生文教委員会に付託をされました請願受理番号3番 30人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願について、6月15日、役場第2委員会室において、委員全員出席のもと、請願者の中川村公立学校教職員組合執行委員長 後藤英雄先生の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果は採択であります。

請願の趣旨であります。次世代を担う子供たちの健やかな成長のため、40人学級定員を引き下げ、30人学級の早期実現を政府に求めるもので、児童、生徒の実態に応じたきめ細やかな対応ができるように30人学級の全学年への拡大や教職員配置の充実から教職員定数の大幅増を求めています。

審査の結果、全員賛成で採択となりました。

なお、2011年度からの新教職員定数改善計画によりまして、国は小学校1年生の学級定員を35人と改善をし、小学校2年生までの導入には、その点は見送られております。

ぜひ、国の責任で早期に全学年に実施していくこと、行き届いた教育をしていくために教職員定数を大幅に増やすことが求められています。

以上、報告であります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 委員長報告を終わりました。

これより委員長報告に対する質疑・討論を行います。

質疑・討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 質疑・討論なしと認めます。

これより採決を行います。
この請願に対する委員長の報告は採択です。
この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議長 全員挙手です。よって、請願第3号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

日程第5 陳情第4号 福島第一原発の事故対策の強化、原子力政策の転換、自然エネルギーの研究開発・普及等に関する国あて意見書の採択を求める陳情を議題といたします。

本件は総務経済委員会に付託してあります。
総務経済委員長より審査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長 6月13日の本会議におきまして当総務経済委員会に付託されました陳情第4号福島第一原発の事故対策の強化、原子力政策の転換、自然エネルギーの研究開発・普及等に関する国あて意見書の採択を求める陳情書につきまして、去る6月15日、第1委員会室において、全委員出席のもと、慎重に審査しました。

結果は、全員一致で採択です。
審査の過程で出された意見は次のとおりです。

「3月議会において当中川村議会は福島原発事故と原発行政の見直しを求める意見書を提出しています。原発事故から3ヶ月を経過した今日に至っても、なお終息の見通しが立っていない。状況の変化に即した内容の陳情である。」との意見で採択されました。

以上、報告とさせていただきます。
よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 委員長報告を終わりました。
これより委員長報告に対する質疑・討論を行います。
質疑・討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑・討論なしと認めます。
これより採決を行います。
この陳情に対する委員長の報告は採択です。
この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議長 全員挙手です。よって、陳情第4号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

日程第6 発議第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書の提出についてを議題といたします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 趣旨説明を求めます。

○7番 (湯澤 賢一) それでは、案文を朗読いたしまして提案にかえさせていただきます。
「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書
義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより義務教育の機会均等と、その水準の維持向上を図るための制度として、これまで大きな役割を果たしてきたところです。
しかし、平成60年度において旅費、教材費が国庫負担から除外されて以来、平成元年度までの5年間に恩給費の除外、地方交付税不交付団体への退職手当の補助率の大幅削減、共済費追加費用の負担率の引き下げが行われました。さらに、平成5年度以降、共済費追加費用、共済費長期給付と公務災害補償基金負担金、退職手当と児童手当が一般財源化されました。
しかも、平成18年度から義務教育費国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられ、教育の地方格差の拡大が懸念される事態にすらなっています。
そこで、平成24年度予算編成においては、義務教育の水準の維持向上と機会均等及び地方財政の安定を図るため、次の事項を実現するよう強く要望します。

- 1、国の責務である教育水準の最低保障を担保するために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。
- 2、国庫負担金から既に除外した教材費、旅費、共済費、退職手当などを復元すること。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 長 説明を終わりました。
これより質疑・討論を行います。
質疑・討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長 質疑・討論なしと認めます。
これより採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議長 長 全員賛成です。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第7 発議第2号 長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書の提出についてを議題といたします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 長 趣旨説明を求めます。

○1 番 (中塚礼次郎) それでは、案文を朗読いたしまして説明にかえさせていただきます。
長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書

今、学校や子供たちを取り巻く状況は、健やかな成長を願う保護者や国民の願いにもかかわらず、不登校やいじめ、荒れ、さらには学級崩壊など、心を痛める事態が進行し、このことは、我々の地域にとっても決して例外とは言えない状況になっている。

2002年度から県独自に実施した30人規模学級は、一人一人の子供たちとの深い信頼関係に基づいた心の通い合う教育のために不可欠な措置であり、県独自の施策に深く敬意を表すところである。

また、2011年度から中学校1学年にも30人規模学級が導入された。全学年において同様の施策が早期に実施されることが求められている。

一方、少子化の中で、過疎化の進む地域においては、現行基準のもとでは複式学級が増加せざるを得ない状況も生まれている。たとえ少数の子供たちであっても、教育保障の観点から、複式学級は避けるべきである。そのためには、現行の複式学級の基準を改善し、県独自の複式学級解消措置を一層充実させることが求められている。

また、教職員がゆとりを持って子供たちと触れ合うことができるようにするために、県独自に教職員配置を大幅に増やすことが求められている。

次世代を担う子供たちの健やかな成長のために、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1つ、県独自の30人規模学級を中学校全学年へ早期に拡大すること。
- 2つ、現行の複式学級の編成基準を改善し、県独自に複式学級解消措置を一層充実すること。
- 3つ、県独自による教職員配置の大幅増員を実現すること。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。
これより質疑・討論を行います。
質疑・討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑・討論なしと認めます。
これより採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました
日程第8 発議第3号 30人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書の提出
について
を議題といたします。
朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 趣旨説明を求めます。

○3 番 (藤川 稔) それでは、発議第3号 30人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書の提案説明を申し上げます。
なお、説明につきましては、お手元に配付されております案文の朗読によりかえさせていただきます。
30人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書

今、学校や子供たちを取り巻く状況は、健やかな成長を願う保護者や国民の願いにもかかわらず、不登校やいじめ、荒れ、学級崩壊など、心を痛める事態が進行し、このことは、我々の地域にとっても決して例外とは言えない状況になっている。

こうした学校を取り巻く諸問題を解決するには、現行の40人学級定員を引き下げて少人数学級において一人一人の子供たちとの深い信頼関係に基づいた心の通い合う教育をすることが不可欠である。

政府は本年度から小学校1学年において35人学級の実施が決定されているが、国の責任で、さらに、この動きを拡大していくことが求められている。

また、教職員がゆとりを持って子供たちと触れ合うことができるようにするために教職員定数を大幅に増やすことが求められている。

現在の日本の教育予算は、GDP費に占める教育費の割合や教員1人当たりの児童生徒数などに見られるように、OECD諸国に比べて脆弱と言わざるを得ない。

児童、生徒の実態に応じたきめ細かな対応ができるようにするためにも、新教職員定数改善計画の速やかな実施や教職員配置のさらなる充実が必要である。

現在、30人学級などの学級定員規模を縮小する独自の措置が多くの道府県や市町村で行われている。本県も中学1学年において実施を始めた。

しかし、地方交付税の削減も始まり、地方財政への圧迫も差し迫った問題である。時代を担う子供たちの健やかな成長のために、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1、国の責任において早期に30人学級定員を実現することを含めた新教職員定数改善計画を即座に実施すること。また、学校現場に必要な教職員の人員、人材を確保すること。

以上であります。
議員各位におかれましては、趣旨をご理解いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議 長 説明を終わりました。
これより質疑・討論を行います。
質疑・討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑・討論なしと認めます。
これより採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第9 発議第4号 福島第一原発の事故対策の強化、原子力政策の転換、自然エネルギーの研究開発・普及等に関する意見書の提出について

を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 趣旨説明を求めます。

○8番 (柳生 仁) それでは、発議第4号を朗読して説明とします。

福島第一原発の事故対策の強化、原子力政策の転換、自然エネルギーの研究開発・普及等に関する意見書

3月11日に東日本を襲った巨大地震と津波は、2万5,000人近い死者、行方不明者を出し、今も救援・捜索活動や避難所での被災者の苦難の生活が続いている。

福島第1原発では、危惧されていた原発震災が現実のものとなり、広範囲に放射能、放射性物質が飛散し、大気や土地、海洋、農畜産物、海産物などを汚染している。現在も、なお放射性物質の放出はとまらず、避難した人々は居住地に帰ることができるかどうか見通しが立たない事態となっている。

今回の大事故は、今後の原発やエネルギー施策のあり方について根源的な課題を投げかけた。原子力に頼るエネルギー構造を根本的に転換し、自然エネルギーの研究開発、普及を急速に進めていくことが求められている。

よって、国においては、福島第1原発の事故対策を強化し、原子力施策を転換、自然エネルギーの研究開発・普及等を図るため、次の事項を実施するよう要請する。

1、福島第1原発事故への対策について

(1) これ以上放射能被害が拡大することのないように、事故拡大を抑え、収束に向けて政府全体であらゆる対策を講じること。

(2) 原発事故に関するあらゆるデータ、情報を迅速に開示するとともに、大気、海水、土壌、食品などの放射能の測定体制をさらに強化すること。

(3) 事故の長期化が予測される中、避難者の生活支援、安全と健康の保持、精神的ケア対策、就職支援、子供たちの教育などへの対策を強化すること。

(4) 妊産婦や乳幼児、小中学生などへの放射能被害を防ぐため、安定ヨウ素剤の確保、配布、服用方法など、徹底を図ること。

(5) 子供の年20ミリシーベルトの被曝を容認する基準を撤回し、大幅に引き下げる。また、汚染された校庭、公園の表土の取りかえは国が責任を持って行うこと。

(6) 事故の復旧にかかわる作業員の被曝の軽減を健康被害の対策を強化すること。緊急時作業で平常時の線量限度を超えた労働者については、下請け、孫請け労働者を含めて、放射線作業以外の就業を補償すること。

2、中部電力浜岡原発と原子力施策の今後のあり方について

(1) 中部電力の浜岡原発は、菅直人首相からの要請を受諾し、すべての原子炉を停止した。しかしながら、防潮堤などの地震対策が完了した後は運転再開が予定されている。従来の安全設計の考え方ははるかに超える事態が生じた今、東海地震の震源域に位置する浜岡原発が運転を再開することは、周辺住民のみならず、国民全体を再び不安に陥れることになる。よって、浜岡原発は運転を再開しないで廃炉にすること。

(2) 原発の安全審査指針の大幅な見直しを行うとともに、稼働中のすべての原発に対し、地震・津波対策を含む新しい安全審査指針での審査をやり直すように求めること。

(3) 新規の原発建設、増設計画は凍結し、将来的には原発に頼らない電力供給体制を目指して国のエネルギー施策を立案すること。

(4) 原子力安全・保安院を経済産業省から切り離し、原子力安全委員会も含む独立性の高い安全規制機関に改組した上、体制を大幅に強化すること。

(5) 原子力施策の見直しに当たっては、国民参加の論議の枠組みをつくること。

3、原子力防災対策について

(1) 原子力防災対策は、国の基準では原発から8～10kmに限定しているが、福島第一原発の大事故では国の基準をはるかに超える広範囲の地域での深刻な放射能汚染にさらされている。少なくとも原発から100km圏内の都道府県や市町村の地域防災計画に原発の大規模事故を想定した原子力編を盛り込むこと。

(2) 東海地震を想定した地震防災対策に浜岡原発の過酷事故を想定した対策を追加し、避難計画や救助、医療、物資調達体制など、抜本的に見直すこと。また、東海地震発生時の人的・物的被害の想定項目に浜岡原発の過酷事故を追加して調査をやり直すこと。

4、自然エネルギーの普及促進と省エネルギー対応について

(1) 一たん大事故が起きれば甚大な放射能被害を出す原発に頼ったエネルギー構造の限界がはっきりした今、再生可能な自然エネルギーの加速的普及が求められている。各地域の特性に応じた小規模分散型の自然エネルギーの加速的な普及に向けて政府として全力を挙げる。国のエネルギー政策を見直し、自然エネルギーの普及目標と具体的な計画を立案すること。

(2) 原子力に偏重したエネルギーの研究開発に関する予算を改め、自然エネルギーの研究開発に重点的に予算を配分すること。

(3) 多くの地方自治体が既に地域新エネルギービジョンを策定しているが、予算上の制約もあって思い切った事業ができていない。自然エネルギーの普及に関する地方自治体への予算措置を大幅に拡充すること。

(4) 経済産業省や新エネルギー財団が制度化している新エネルギー導入の補助事業をさらに拡充し、地方自治体、NPO、各種団体が積極的に活用できるようにすること。

(5) 国の各種機関の事務所、国立・国営の学校、病院、福祉施設などに太陽光発電、風力発電コジェネレーションシステム、太陽熱、小水力などの新エネルギーシステムを積極的に取り入れること。

(6) 夏の電力需要が増大する時期はもちろん、年間を通じて省エネルギーキャンペーンを強めること。また、省エネルギー技術の研究開発予算を拡充すること。

以上、よろしくご審議お願いします。

○議 長 説明を終わりました。
これより質疑・討論を行います。
質疑・討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑・討論なしと認めます。
これより採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。
日程第10 委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。
議会運営委員長から、議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出書があります。
お諮りいたします。
本件について、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。
これで本定例会の会議に付された事件の審議は、すべて終了しました。
ここで村長のあいさつをお願いします。

○村 長 平成23年中川村議会6月定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。
今定例会では、提案申し上げましたすべての議案を原案どおりお認めいただき、まことにありがとうございました。
また、一般質問では、三六災50年と東日本大震災を受け、防災関連を中心に多くのご提言をちょうだいいたしました。原発事故に対応する防災計画、要援護者、災害弱者の最新状況の把握、自然エネルギーの研究など、多くの課題を認識した次第であります。いただいたご意見を生かし、不測の事態への備えを充実してまいりたいと考えております。
今年の梅雨は低温傾向のように感じますが、すぐに暑い夏がやってまいります。どうぞ、お体、ご自愛いただき、どんちゃん祭りなど、夏の諸行事でも、またご協力を賜りますようお願いを申し上げます。
最後に、東日本大震災、長野県北部地震の被災者の皆さんに一日も早くゆっくりと

くつろぐことのできる日常が戻りますことをお祈り申し上げ、6月定例会閉会のあいさつといたします。

○議 長 ありがとうございます。
これで本日の会議を閉じます。
以上をもって平成23年6月中川村議会定例会を閉会といたします。
ご苦労さまでした。

○事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午前9時50分 閉会]

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____